

(高度注意義務)

6 . 前橋地裁 平成 14 年 12 月 6 日判決

(一部認容：賠償額 2,381,370 円、前橋地裁平成 12 年 (ワ) 557 号)

TAINS コード Z999-0062

税理士が補助者を業務に従事させた場合の善管注意義務違反を問われ賠償を認められた事例

《事実の概要》

税理士は、納税者 A 及び B から所得税の確定申告書の作成を依頼され、事務所の職員 C を履行補助者として業務にあたらせた。

A 及び B は資料を一切示さず、過年分の申告書の写しを元に申告するよう依頼、C は依頼どおりに申告すれば隠ぺい、仮装の疑いが生じること、結果として過少申告になった場合には重加算税等の賦課決定を受けることなどの説明をせず、民法第 6 4 4 条の善管注意義務違反に問われた事件である。

《判決の要旨》

C は、依頼者の言うとおりに申告すれば不正に課税を免れようとしている可能性があることを容易に認識することができたはずであり、将来重加算税や延滞税などを課せられることを説明していれば、本件のような不適法な申告を行うことはなかったと認められる。このことは、税理士の専門家責任 (税理士法 1、41 の 3) 及び善管注意義務に違反しており債務不履行が認められる。

原告の責任は、もとより重大であるから過失相殺 9 割として 1 割の賠償が命ぜられた。